

鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について

1 令和 5 年度税制改正にあわせた改正について

(1) 賦課限度額の見直し

ア 改正理由

「令和 5 年度税制改正大綱」において、中間所得層の被保険者の負担に配慮した保険料設定を可能とするため、賦課限度額の見直しの方向性が示され、国民健康保険法施行令が改正されることに伴って改正するもの。

イ 改正内容

現在の賦課限度額は、基礎賦課分 6 5 万円、後期高齢者支援金分 2 0 万円、介護納付金分 1 7 万円であるが、後期高齢者支援金分を 2 万円引き上げ、2 2 万円とする。(基礎賦課分及び介護納付金分については据え置き。)(第 3 5 条関係)

賦課限度額	基礎賦課分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	合 計
改正前	6 5 万円	2 0 万円	1 7 万円	1 0 2 万円
改正後	6 5 万円	<u>2 2 万円</u>	1 7 万円	<u>1 0 4 万円</u>

ウ 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

(2) 軽減判定所得基準額の見直し

ア 改正理由

「令和 5 年度税制改正大綱」において、物価上昇の影響で応益割（均等割・平等割）軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、世帯人数に乘じる額の見直しの方向性が示され、国民健康保険法施行令が改正されることに伴って改正するもの。

イ 改正内容

国民健康保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額に係る判定所得基準額について、現在は、7 割軽減 4 3 万円、5 割軽減 4 3 万円 + 2 8 万 5 千円 × 世帯人数、2 割軽減 4 3 万円 + 5 2 万円 × 世帯人数であるが、世帯人数に乘じる額を、5 割軽減は 5 千円引き上げて、4 3 万円 + 2 9 万円 × 世帯人数、2 割軽減は 1 万 5

千円引き上げて、43万円＋53万5千円×世帯人数とする。（第35条関係）

	改正前	改正後
7割軽減 基準額	基礎控除額（43万円）＋ <u>10万円</u> × <u>（給与所得者等の数－1）（※1）</u>	基礎控除額（43万円）＋ <u>10万円</u> × <u>（給与所得者等の数－1）（※1）</u>
5割軽減 基準額	基礎控除額（43万円）＋ <u>28.5万円</u> ×（被保険者数※2）＋ <u>10万円</u> × <u>（給与所得者等の数－1）（※1）</u>	基礎控除額（43万円）＋ <u>29万円</u> ×（被保険者数※2）＋ <u>10万円</u> × <u>（給与所得者等の数－1）（※1）</u>
2割軽減 基準額	基礎控除額（43万円）＋ <u>52万円</u> ×（被保険者数※2）＋ <u>10万円</u> × <u>（給与所得者等の数－1）（※1）</u>	基礎控除額（43万円）＋ <u>53.5万円</u> ×（被保険者数※2）＋ <u>10万円</u> × <u>（給与所得者等の数－1）（※1）</u>

※1 二重下線部分は、給与所得者等（一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者）が2人以上の場合のみ。

※2 特定同一世帯所属者を含む。

ウ 施行期日

令和5年4月1日

2 医療保険制度改革に伴う改正について

（1）出産育児一時金の引き上げ

ア 改正理由

国民健康保険を含む公的医療保険には、健康保険法等に基づく保険給付として、被保険者又はその被扶養者の出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額を支給する出産育児一時金制度がある。

現在、当該制度においては、産科医療提供体制の安定的な確保等を目的とした産科医療補償制度の掛金を含み、1児につき42万円を対象者に支給することとなっている。

このたび、令和4年12月15日（木）の厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」において、医療保険制度改革における子育て世帯への支援の強化として、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされたことに伴い、健康保険法施行令等の改正が行われることから、本条例においても所要の改正が必要となる。

イ 改正内容

出産育児一時金の金額を40万8千円から48万8千円とする。(第4条関係)

	出産育児一時金	加算額（産科医療補償 制度掛金相当額）	合 計
改正前	40万8千円	1万2千円	42万円
改正後	<u>48万8千円</u>	1万2千円	<u>50万円</u>

ウ 施行期日

令和5年4月1日

3 令和5年度中に改正が想定される事項について

(1) 出産する被保険者の産前産後期間相当分（4か月間）の均等割・所得割保険料の免除制度の創設

令和4年12月15日（木）、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会が取りまとめた次期医療保険制度改革に向けた「議論の整理」において、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援などを進める観点から、出産する被保険者の産前産後期間相当分（4か月間）の均等割・所得割保険料を免除することについて、「国費による財政支援など、国と地方、その他の関係者の間で結論が得られた場合には、措置を講じるべき」とされた。厚生労働省は、次期通常国会に提出予定の医療保険制度改革関連法案に盛り込んだ上で令和6年1月1日施行をめざすとしていることから、国民健康保険法施行令の改正等に留意し、適切な時期に本条例の改正を行う。